

令和2年12月22日開会

令和2年12月22日閉会

令和2年12月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

令和2年12月甲府地区広域行政事務組合議会定例会議事日程

令和2年12月22日(火) 午後1時30分

報 告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第8号 専決処分について（令和2年度国母公園管理事業特別会計補正予算（第1号））
- 第 4 議案第9号 専決処分について（甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について）
- 第 5 議案第10号 令和元年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について
- 第 6 議案第11号 令和2年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第12号 令和2年度甲府地区広域行政事務組回国母公園管理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第13号 甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第14号 公平委員会委員の選任について

(出席議員)

金丸 三郎君	鈴木 篤君	輿石 修君	坂本 信康君	長沼 達彦君
植田 年美君	長沢 達也君	神山 玄太君	木内 直子君	小沢 宏至君
深沢 健吾君	藤原伸一郎君	望月 大輔君	伊藤 毅君	清水 和弘君
滝川 美幸君	五味 武彦君	内藤 久歳君	藤原 正夫君	田中 清君
金丸 俊明君	小池 章治君	小池 満男君	石原 高明君	石原 政信君

24名

(欠席議員)

なし

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局 長	神宮司秀樹君	事務局 次長	長谷川達郎君
-------	--------	--------	--------

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管 理 者	樋口 雄一君	副 管 理 者	保坂 武君
副 管 理 者	田中 久雄君	副 管 理 者	塩澤 浩君
副 管 理 者	上村 昇君	事 務 局 長	神宮司秀樹君
消 防 長	横打 幹雄君	会 計 管 理 者	本田 信人君
事 務 局 次 長	長谷川達郎君	次 長	萩原 亨君
総 務 課 長	塩田 喜夫君	予 防 課 長	塩田 喜夫君
代表 監 査 委 員	乙黒 環君	公 平 委 員 長	小澤 俊雄君
公 平 委 員	山本 哲君	公 平 委 員	横山 善宏君

開会時間 午後1時30分

○議長（金丸三郎君） ただ今から、令和2年12月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、管理者から通知がありました。

提出議案は、議事日程記載の日程第3 議案第8号から日程第9 議案第14号まででありますので朗読を省略いたします。

次に、監査委員から令和元年度の平成31年2月末、3月末、4月末、令和元年5月末及び令和2年度の4月末、令和元年5月末、6月末、7月末の例月現金出納検査報告書が提出されました。

お手元に配付いたしてあります報告書により、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、常時マスクを着用し、議員側及び当局側に飛沫防止パネルが設置されていることから、飛沫の飛散を防止するため、質問者は、自席で着座にて行い、答弁者については、議長から指名を受けた際、一度起立して礼をしてから着座し、答弁はそのまま着座にて行うこと。

また、議会における発言につきましては、議案の範囲の中での発言をお願いし、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第83条の規定により、山田弘之君、五味武彦君を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間とすることに決しました。

次に、日程第3 議案第8号から日程第9 議案第14号までの7案を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者 樋口雄一君。

○管理者（樋口雄一君） 本日の組合議会定例会に提案いたしました案件につきまして、その大要をご説明申し上げます。

まず、議案第8号「専決処分について」は、長年の雨風等の影響により、国母公園管理事務所エントランスの屋根が破損し、緊急に防水改修工事が必要であり、工事請負費を追加するための補正であります。

議案第9号「専決処分について」は、一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、本組合職員の給与を改定するものであります。

以上、2案件につきましては、いずれもその処理に急を要し、組合議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第10号「令和元年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について」は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

次に、議案第11号「令和2年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳出において、歳出第1款消防費は、甲府市派遣職員等に係る常備消防費及び消防施設等整備に係る消防施設費を追加更正するための補正であります。

歳入につきましては、第1款分担金及び負担金、第3款国庫支出金、第6款繰入金及び第9款組合債を追加更正するための補正であります。

地方債の補正は、起債充当事業費の確定に伴い借入れ限度額を変更するものであります。

次に、議案第12号「令和2年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳出において、第1款公園事業費は、基金積立を追加するための補正であります。

歳入につきましては、第2款使用料及び手数料、第4款繰入金及び第5款繰越金を追加更正するための補正であります。

次に、議案第13号「甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、火災予防上必要な所要の規定の整備等

を行うための一部改正であります。

次に、議案第14号「公平委員会委員の選任について」は、本組合の公平委員会委員のうち、横山善宏が本年12月25日をもって任期満了となるので、後任として長田修を選任するについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上が、議案第8号から議案第14号までの本日提案いたしました案件の概要であります。

ご審議のうえ、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩致します。

午後1時38分 休憩

午後3時10分 再開議

○議長（金丸三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております議案のうち、日程第4 議案第9号以外の日程第3 議案第8号から日程第9 議案第14号までの6案を一括で質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第4 議案第9号以外の日程第3 議案第8号から日程第9 議案第14号までの6案について一括で採決いたします。

本案については、提案のとおり承認、認定、可決及び同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり承認、認定、可決及び同意することに決しました。

次に、日程第4 議案第9号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

日程第4 議案第9号について、討論の申し出がありますので、順次発言を許します。

最初に木内直子君。

○木内直子君 議案第9号「専決処分について（甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について）」に反対する討論を行います。

本議案は人事院及び山梨県人事委員会による勧告を受け、職員及び会計年度任用職員の給与を改正するもので、期末手当の0.05か月引き下げるものです。元々人事院勧告とは、公務員の団体交渉権や争議権など労働基本権を制約することへの代償措置として、公務員の利益を

代弁すべきものであるにも関わらず、生活を脅かす勧告を行うこと自体、問題があると言わなければなりません。

賃金の削減は、内需な柱である個人消費に打撃を与え、元々悪化している景気を更に悪化させてしまいます。新型コロナウイルスの感染拡大による、経済への打撃は深刻です。

コロナ禍で地域経済が悪化している中、今行うべきことは内需の拡大、働く人たちの懐を温める家計の直接支援です。今回の措置は、求められている景気対策に逆行するもので認められません。

よって、本議案に反対いたします。

以上です。

○議長（金丸三郎君） 次に、内藤久歳君。

○内藤久歳君 議案第9号「専決処分について（甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について）」賛成の立場から討論を行います。

人事院や県人事委員会の給与勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、国家公務員法等に定める情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることであり、職員に対する適正な給与を確保するためのものであります。

毎年、民間企業の従業員の給与と、職員の給与の実態を調査・比較し、国家公務員及び人事委員会を設置する自治体の職員の給与水準、物価・生計費等も総合的に勘案して、勧告を行っているものであります。

本組合には、国の人事院、県人事委員会のような、給与について調査を行う機関はないことから、人事院や県人事委員会の勧告等に準じて、職員の給与改定を行うことは、適切な措置であると考えます。

今後とも、給与改定については、地方公務員法の趣旨に沿った適切な措置を講じていただくとともに、消防事業をはじめ、圏域住民の生活に密着した事業の充実を図ることを期待して、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（金丸三郎君） 以上で申し出による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、日程第4 議案第9号を起立により採決いたします。

本案は提案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(金丸三郎君) 起立多数であります。

よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

ここで、同意を得られました長田修君から、あいさつしたい旨の申し出がありますので、この際発言を許します。

(長田修君 登壇)

○長田修君 紹介に預かりました甲斐市の長田修と申します。まだ、微力ではありますが、努力していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(金丸三郎君) 次に、12月25日をもって退任する横山善宏君から挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許します。

横山善宏君。

(公平委員 横山善宏君 登壇)

○公平委員(横山善宏君) 退任するにあたり、一言お礼を申し上げる機会を頂き、心から感謝申し上げます。一つ心残りがございます。任期中、公平委員の仕事は何もございませんでした、これも一重に甲府地区広域行政事務組合の人事が公平公正に行われていたことと、また、議会の皆様のチェックが常に行われていたことの証だと思っております。

願わくは、今後共々、公平委員が閑職であることを念じてやみません。また、コロナ禍の中、皆様にはくれぐれもご健勝にてご活躍いただきますよう念じております。本当にありがとうございました。(拍手)

○議長(金丸三郎君) 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議を全部終了いたしましたので、会議を閉じ、令和2年12月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉会時間 午後3時18分

令和2年12月22日

甲府地区広域行政事務組合議会

議 長 金 丸 三 郎

副 議 長 藤 原 正 夫

署名議員 山 田 弘 之

署名議員 五 味 武 彦